

静岡県人事委員会は、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則15-31

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（静岡県人事委員会規則15-3）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第3条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>の規定により静岡県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用された者、任命権者の要請に応じて退職し引き続き独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人に使用されていた者（国家公務員を除く。）であって、引き続き職員として採用された者又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員（以下「地方派遣職員」という。）となった者であって、引き続き職員として採用された者とする。</p> <p>別表第1（略）</p>		<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第3条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>の規定により静岡県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用された者、任命権者の要請に応じて退職し引き続き独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人に使用されていた者（国家公務員を除く。）であって、引き続き職員として採用された者又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員（以下「地方派遣職員」という。）となった者であって、引き続き職員として採用された者とする。</p> <p>別表第1（略）</p>	
任命権者区分	団 体 名	任命権者区分	団 体 名
知事 部局	(略) 公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構	知事 部局	(略) 公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構 <u>一般財団法人マリンオープンイノベーション機構</u>

	一般財団法人三保松原保全研究 所 <u>公益財団法人ラグビーワールド カップ2019組織委員会</u> 静岡県公立大学法人 (略)		一般財団法人三保松原保全研究 所 静岡県公立大学法人 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
警察 本部	(略) 公益財団法人東京オリンピッ ク・パラリンピック競技大会組 織委員会 <u>公益財団法人ラグビーワールド カップ2019組織委員会</u> 警察共済組合静岡県支部	警察 本部	(略) 公益財団法人東京オリンピッ ク・パラリンピック競技大会組 織委員会 警察共済組合静岡県支部

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。